1. ぬくもりのある福祉社会の構築
1) ともにささえあう地域福祉の推進
2) 高齢期の生きがい確保と自立への支援 64
3)「すべての人の個性が輝くまちへ」の実現 65
4)子どもが健やかに育つ環境づくりと子育て支援 66
5) だれもが自立する生活への支援
2.健康をささえる保健医療の充実
1)安心できる地域医療のしくみづくり
2) 生涯にわたる健康づくりの支援
3.くらしを守る市民生活への支援
1)総合的な人権施策の推進70
2) 安心して働ける環境づくり 71
3) 賢い消費生活の推進72
4) 市民相談で暮らしの充実 73
5) 犯罪を未然に防ぐまちづくり 74
4. だれもが住み続けたくなるまちづくり
1)地区別まちづくりの推進 75
2) 緑のネットワーク空間の整備 76
3) 魅力ある都市景観の形成 77
4)だれにも優しいまちづくりの推進 78
5. 災害に強いまちづくり
1) 災害に強い都市構造の構築79
2) 防災体制の整備80
3) 消防・救急体制の整備



○ 1. ぬくもりのある福祉社会の構築

1)ともにささえあう地域福祉の推進

施策の目的

高齢者や障害者をはじめ、だれもが住み慣れた自宅や地域で家族や友人とともに自立した心豊かな生活を送れるよう、多くの市民や団体が様々な形で福祉活動に取り組み、ともに助けあいささえあう、だれにもやさしい福祉社会を構築する。

現状と課題

[地域福祉]

- 75歳以上の後期高齢者が増加し、保健福祉サービスの増大が見込まれる。
- 少子化、高齢化、核家族化や高齢単身世帯の増加、 地域社会との交流の希薄化などによる家族的介護 機能が低下しており、それを補うための人材の確 保が求められている。
- 市民の福祉活動、ボランティア活動の広がりと参加意識の高まりのなかで、団体や市民などが行う 福祉活動の身近な拠点づくりや情報提供が求められている。
- ●地域福祉計画に基づき市民が互いに支え合いだれ もが安心して生活できる地域社会づくりが必要で ある。

[社会保険]

- 高齢社会を迎え在宅生活の支援や総合的な介護予 防の仕組みが必要となっている。
- 介護保険の円滑な推進を図るための情報提供や総合的な相談機能の充実が求められている。
- 高齢社会の進展に伴い認知症等の増加が考えられることから、地域に密着した支援の充実が求められている。

施策の内容

[地域福祉]

- 福祉をささえる人材を養成し、確保する。
- 福祉団体等の育成と福祉活動への支援の充実を図る。
- 福祉活動やボランティア活動への参加意識を啓発する。
- 福祉情報提供、相談機能の充実を図る。
- 地域福祉活動のための施設を検討する。
- 地域福祉を推進するための地域団体を中心とした ネットワークの整備や地域活動を推進する。

[社会保険]

- 社会保険制度を円滑に運営する。
- 介護保険制度の円滑な推進を図る。
- 介護予防事業の推進を図る。
- ●地域に密着した支援の展開を図る。

到達目標

- ●だれもが自宅や地域で、健康で生きがいのある生活が送れるまちの実現
- ●一人ひとりの自主的、主体的な福祉活動が展開され、身近な地域でお互いに思いやり、助け合うだれにもやさしい福祉のまちの実現

主要な事業

- ●地域福祉計画に基づく地域福祉の推進
- ボランティア育成支援
- 保健福祉医療の総合相談
- 地域福祉推進のための相談事業の充実やネットワークの推進
- 介護保険、国民健康保険、国民年金、老人保健の 各事業
- 介護保険の円滑な実施

(人) **介護保険要介護認定者数の推移**12,000 10,000 8,000 6,000 4,000 2,000 12年度 13年度 14年度 15年度 16年度

資料:介護保険課

- 1. ぬくもりのある福祉社会の構築
- 2) 高齢期の生きがい確保と自立への支援

施策の目的

高齢者が生きがいをもって自立した生活をおくり、また地域のなかでみまもりあい、ささえ あって、いきいきと日々の暮らしをすごすことができる環境づくりをすすめる。

現状と課題

- 健康への関心が高まる中で、高齢者の健康づくり の推進により疾病予防のニーズが高まっている。
- 高齢社会に対応する生活支援サービスと施設整備 の充実や老朽施設の改修が求められている。
- 高齢者施策の内容を見直し、高齢者の二一ズに応じた重点的な事業展開をすすめる必要がある。
- ●総合的な相談体制や情報提供を充実し、利用しや すく、また効率的で質の高いサービスの提供が求 められている。
- だれもが積極的に地域活動に参加し、生きいきと 暮らすための支援システムの整備をする必要があ る。
- 就業機会の拡大・確保、老人クラブの加入率の向上を図る必要がある。
- ●社会問題化している、高齢者の生活を阻害し人権 を侵す高齢者虐待に対し、防止策を講ずる必要が ある。

施策の内容)

- 高齢者の生活を支援するサービスを充実する。
- ●高齢者の保健福祉施設の整備を促進する。
- 高齢者へのサービス提供体制を整備する。
- 高齢者を地域でささえる環境を整備する。
- 高齢者が積極的に参加できるボランティア活動や ふれあい活動等社会参加を推進する。
- 高齢者の就業機会の拡大や確保とともに生涯学習 や生きがい対策を推進する。
- 高齢者虐待防止ネットワークを構築するととも に、専門相談窓口を設置する。

到達目標

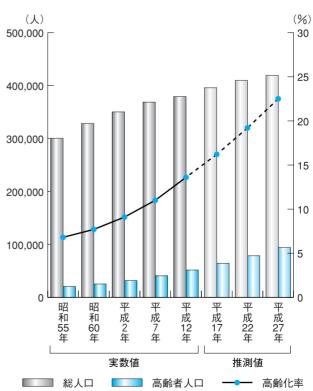
- ●住み慣れた地域でささえあいながら、高齢者が生きがいをもって暮らし続けられる環境
- 高齢者のニーズに的確に対応し、安心して質の高い福祉サービスの提供が図れる体制の整備

主要な事業

- 高齢者の生活を支援するサービスの充実
- 高齢者の保健福祉施設の整備
- 地域貢献等の視点からの就労や生きがい対策とふれあい事業の推進
- 関係機関や関係団体によるネットワークの推進
- 虐待防止の推進

高齢者数と高齢化率の推移

(各年1月1日現在)



資料:高齢福祉課

- 1. ぬくもりのある福祉社会の構築
- 3)「すべての人の個性が輝くまちへ」の実現

施策の目的

障害のある人もない人も地域の中で共に生活し、すべての人の個性が輝けるよう、障害者の日常生活の支援と社会参加を促進する。

現状と課題

[障害福祉の総合的推進]

- 障害者福祉長期行動計画の推進が求められている。
- ●障害者の自立支援に向けた取り組みが求められている。
- 障害者が自己決定するための支援を図るために、相談 支援体制の整備とケアマネジメント体制の確立が求め られている。
- 市療育相談の保健所への移転に伴い、一層の保健・福祉等の連携と機能の充実が求められている。
- 障害の有無にかかわらず、だれもが安心して生活できるよう、様々な分野における社会のバリアフリー化が求められている。

[居宅サービス等]

- ●障害者の日常生活への支援のため統合保育対象児の受け入れ体制の充実が求められている。
- ●障害児者のライフステージに沿った様々な課題を把握 し、身体障害、知的障害、精神障害等の障害特性に応 じたサービスの推進が求められている。
- ●障害者本人への支援と家族支援の充実が求められている。
- 発達障害者等に対する支援が求められている。
- 地域の中で安心して暮らすための在宅サービスの充実 と社会参加や就労の場の拡大が求められている。
- 一般開業医で対応困難な障害者の医療受診者数が増加し、特に子どもへの日常的な診療に対する対応策が求められている。

[施設サービス等]

- サービス提供体制や内容の多様化により、ふれあいセンターの役割やあり方の検討が必要となっている。
- 指定管理者制度の導入により太陽の家の効果的な運営が求められる。
- 障害者本人の意向を尊重し、地域生活への移行を視野 においた施設機能のあり方や親亡き後の支援が求められている。

施策の内容

[障害福祉の総合的推進]

- 障害者福祉長期行動計画を推進する。
- 障害者自立支援の充実を図る。
- ●生活支援、相談体制のネットワーク化とケアマネジメ

ント体制の整備を図る。

- ●身近な療育機関として地域の相談機関と連携を図り、 児童、保護者への個別ニーズに対応できるよう、療育 相談機能の充実を図る。
- 社会のバリアフリー化を推進するため、市民や関係機関への啓発事業の充実を図る。

[居宅サービス等]

- 地域における健全育成施策を推進し、障害児保育を充 実する。
- 障害児の放課後支援等を推進する。
- ●障害児者の在宅サービスを充実する。
- 精神障害者施策の充実を図る。
- 社会参加を促進するための外出支援サービスの検討を 進める。
- 発達障害者支援法に基づく支援のあり方や認識を深めるための検討を進める。
- 福祉的就労や就労支援体制の充実を図る。
- 障害者医療の整備、充実を図る。

[施設サービス等]

- 太陽の家の指定管理者制度導入により民間活力を生かした即応性と柔軟性のある市民ニーズに対応したサービスの提供を図る。
- 障害者の地域生活への移行を視野においた施設機能の 効率的な活用を図るとともに居住支援を推進する。

到達目標

すべての人の個性が輝くまちの実現

- 障害者福祉長期行動計画の推進
- 障害者自立支援等の推進
- ●生活支援や就労支援のための相談体制やネットワーク化とケアマネジメント体制の整備
- 市の療育相談事業の推進
- 心のバリアフリー事業の推進
- 障害児放課後支援等事業の推進
- 障害児者の在宅サービスの充実
- ●指定管理者制度に基づく太陽の家の効果的で適正 な運営
- 障害者施設の整備と居住支援の推進

1. ぬくもりのある福祉社会の構築

4)子どもが健やかに育つ環境づくりと子育て支援

施策の目的

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成されるため、すべての家庭が安心して、いきいきと子育てができる環境づくりをすすめる。

【現状と課題】

- 少子高齢社会が進む中で、次世代育成支援対策推進法が制定され、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成が望まれている。
- 次世代育成支援に向け、市民や関係機関と連携を 図り、総合的な子育て支援に向けた行動計画の実 施が求められている。
- 女性の就業率の上昇、生活様式の変化などにより、多様な保育需要への対応が求められている。
- 入所待機児の解消、統合・交流保育の推進、給食の安全性、施設の改築や改修が求められている。
- 核家族化による子育て環境の変化に対応する支援 機能の強化が望まれている。
- 乳幼児、小学生をもつ親の情報交換や子ども同士 の触れあいの場づくりが地域のなかで望まれている。
- 虐待防止も考慮した、親を孤立させない地域ぐる みでの支援が必要になっている。

施策の内容

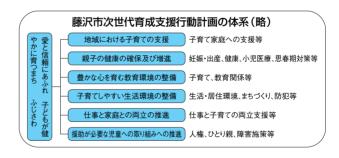
- 次世代育成支援を推進するために、地域ぐるみで 子どもや子育てを支えるための意識啓発を図る。
- 次世代育成にかかる子育て支援の環境改善を図り、支援内容を充実する。
- 次世代育成支援を踏まえ、延長保育等保育内容を 充実する。
- 次世代育成支援を踏まえ、保育所の整備及び機能 の拡大を図る。
- ●法人立保育所などの助成を推進する。
- ●母子、父子等ひとり親家庭への生活援助等を充実する。
- 母子家庭の自立や就労を支援する。
- 統合・交流保育の拡大などにより障害児の健全育 成を推進する。
- 福祉関係諸団体や児童相談所等関係機関との連携 や地域福祉の推進を図り子育てのための相談体制 の充実等、環境改善を図る。

・児童虐待の予防や早期発見、対応を図るため関係 機関等による虐待防止ネットワークの充実を図 る。

到達目標

安心できる子育て環境の実現

- 次世代育成支援の啓発
- 次世代育成支援行動計画の推進
- 公立保育園の充実や整備の推進
- 法人立保育所の助成事業の推進
- 次世代育成に向けた子育て支援の充実
- 待機児解消事業の推進
- 地域子育て支援センター事業の充実
- 子育て支援の相談体制の拡充
- ファミリーサポートセンター事業の推進
- 児童虐待防止対策事業の充実





地域子育て支援センター風景

- 1. ぬくもりのある福祉社会の構築
- 5) だれもが自立する生活への支援

施策の目的

生活に困窮し援護を必要とする人及び住宅に困窮する低所得者に対して、健康で文化的な市民生活を送ることができるように支援する。

現状と課題

- ◆社会経済情勢により生活保護者が増加しており、 その援護が必要である。
- 高齢世帯の増加により、高齢者向けの設備のある 住宅の整備が必要である。
- ●住宅に困窮する低所得者、高齢者、障害者及び母子世帯に対しては、低廉な家賃で住宅を提供する必要がある。
- 老朽化した市営住宅の修繕や住環境の改善が必要である。

到達目標

- 援護を必要とする人の自立と最低生活の保障
- 借上げ公共賃貸住宅を含む市営住宅の確保促進 (応募倍率の低減)

主要な事業

- 牛活保護
- ●市営住宅(借上げ公共賃貸住宅を含む)の整備
- 既設市営住宅の住環境整備

施策の内容

- 援護を必要とする人へ生活保護法による扶助を行い、その自立を支援する。
- 高齢者や障害者等に配慮した市営住宅(借上げ公 共賃貸住宅を含む)の整備を図る。



借上げ公共賃貸住宅「マカラプア鵠沼」



- ○生活困窮者への支援
- ○住まいの確保
- ○市営住宅の環境整備



藤沢市営「遠藤第一住宅」

○ 2. 健康をささえる保健医療の充実

1)安心できる地域医療のしくみづくり

施策の目的

一人ひとりが安心して暮らせるよう、医療体制の整備、充実を図る。

現状と課題

- 病院と診療所などの地域医療連携体制の強化が必要である。
- ●地域医療支援病院としての市民病院の機能強化が 必要である。
- ●安心して生活できる救急医療体制が求められており、特に三次救急機能を含めその整備が課題となっている。
- 健康の森への高度医療施設の開設が求められている。
- 高齢者、障害者、ひとり親や小児に対する医療費の助成が求められている。
- ■国の医療行政の改革による医療費の増大が懸念される。
- 救命救急患者の存命率の向上の必要性が高まっている。

(施策の内容)

- 地域医療ネットワークを構築する。
- 救急医療を充実する。
- ●地域医療支援病院としての市民病院の機能を強化する。
- 高度医療施設の整備促進を図る。
- 高齢者、障害者、ひとり親や小児に対する医療費を助成する。
- 医療と救急体制の連携を検討する。

到達目標

- ●市民がいつでも適正な医療サービスを受けられる 医療ネットワークを構築し、市内医療機関との機 能分担による市民が安心して暮らせる医療供給体 制の確立
- 緊急時の医療体制の整備充実

- 地域医療ネットワークの構築
- 救急医療供給体制の確立
- ●市民病院の施設整備や体制整備等の機能強化
- 救命救急センター等の整備事業
- 高度医療施設の整備促進
- 医療費の助成



平成18年度完成予定の救命救急センター(完成予想図)

- 2.健康をささえる保健医療の充実
- 2)生涯にわたる健康づくりの支援

施策の目的

健康づくり事業をより利用しやすいものにして、積極的な普及を図り、だれもが健康に暮らせるように、病気にならない身体づくりを推進する。

現状と課題

- 高齢社会を迎え誰もが健康で充実した生活が送れるよう健康づくりが重要となっている。
- 健康教育、基本健康診査、がん検診、機能訓練事業、介護予防事業、健康づくり事業の連携を図り、 各事業を効果的にすすめていく必要がある。
- がん検診の受診率の向上と精度管理をさらに充実する必要がある。
- 予防接種の接種率の向上が必要である。
- 介護保険法による介護と老人保健法による訪問指導、機能訓練などとの十分な連携と併せ、介護予防をすすめていく必要がある。
- ●栄養改善などに配慮し、食生活からの健康づくりの向上が求められている。
- ●市保健所の開設に伴い保健所機能の整備が求められている。
- 市民の健康づくりを推進するため、保健所開設に 併せ、南北保健センターの機能整備をすすめる必要がある。

到達目標

乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージのなかで健康保持と疾病の早期発見ができる体制の構築

主要な事業

- 健康づくりの推進
- ●循環型健康づくり事業の推進
- 母子保健の充実
- 訪問指導や機能訓練の充実
- 保健所機能及び保健センター機能の整備

施策の内容

- 予防に力を入れた循環型健康づくりやライフステージに合わせた健康づくりを推進する。
- 健康診査や母子保健の充実を図る。
- 予防接種を推進する。
- 訪問指導、機能訓練、介護予防を充実する。
- 保健所機能の整備をすすめる。
- 南北保健センター機能の整備を図る。



両親学級

○ 3. くらしを守る市民生活への支援

1)総合的な人権施策の推進

施策の目的

一人ひとりの人権が保障され、お互いが尊重される社会づくりを推進する。

現状と課題

- 同和問題や男女の性差別問題などの人権問題について、個人の権利保護への対応が課題となっている。
- 増加している外国籍住民と連携をすすめることが 求められている。
- 成年後見制度なども踏まえ、認知症高齢者、知的 障害者、精神障害者などの財産管理や生活支援の あり方を検討する必要がある。
- 社会福祉協議会で実施する地域福祉権利擁護事業 などと連携し、要援護高齢者や障害者の権利擁護 の実現をめざす必要がある。
- ●性同一性障害を抱える人たちの人権に配慮し、公 文書における性別記載の見直しを行った。
- 配偶者等からの暴力に関する相談は年々増加し、 深刻な問題となっている。

- ●成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを活用 し、高齢者や障害者の権利擁護をすすめる。
- ●関係機関と連携し、配偶者等からの暴力の防止と 被害者の保護・自立に努める。

到達目標

●お互いの違いを尊重しあえる社会の形成

主要な事業

- 人権啓発の推進
- 職員の研修
- 地域福祉権利擁護事業
- 成年後見制度の利用援助の促進

施策の内容

職員や市民向けの講演会、研修会を実施し、県及 び県内市町村との連携並びに外国籍住民との連携 をすすめるなど、人権教育を推進する。



人権啓発講演会

- 3. くらしを守る市民生活への支援
- 2)安心して働ける環境づくり

施策の目的

勤労者の働く環境の充実と生活の安定を図る。

現状と課題

- 経済の長期低迷や企業の転出等により、市内の有効求人倍率が低迷するなど雇用環境の改善が遅れており、雇用・就労機会の拡大を支援する必要がある。
- 現在の経済情勢は、雇用就労の問題や賃金をはじめとする労働条件に大きな影響を及ぼしており、 労働相談などの支援が必要である。
- 急激な社会情勢の変化に伴い、労働関係法の改正 などにより、労働環境が大きく変わってきている。 勤労者が安心して暮らせるよう施策の充実を図る 必要がある。
- 安心できる生活を維持継続していくためには、勤労者の技能・知識など能力向上への支援が必要である。
- 雇用の安定と労働環境改善のため、関係機関と提携しながら勤労者が安心して働き続けられるよう 労働情報の収集や提供、各種補助制度の紹介など 支援が必要である。
- 市民生活を根底から支えている技能者が減少している。技能者の社会的意義を再認識し、技能者の社会的:経済的地位の向上を支援する必要がある。
- ●高い失業率や離職率、フリーターやニート*1の増加など、若年層の不安定な就労の実態が全国的な課題となり、対応が求められている。

施策の内容

- ■雇用対策を推進し、雇用・就労機会の拡大を支援 する。
- 労働相談体制の充実を図る。
- 勤労者の福利厚生事業の充実を図る。
- 動労者の生活安定に寄与する補助制度などの充実 を図る。
- 勤労者住宅資金・教育資金利子補助制度の充実を 図る。
- 職業能力の開発など勤労者教育の向上を図る。
- 労働条件の改善のため労働情報を収集・提供する。
- ●技能の奨励と次世代への継承を図る。

到達目標

● 勤労者が、安心して働き生き生きと暮らせる労働 環境の整備

- 就労支援、無料職業紹介、就職面接会などの雇用 対策の推進
- ●藤沢インターンシップ*²、職人版インターンシップ等若年層の雇用対策の推進
- 労働相談
- 住宅資金及び教育資金の利子補助、生活資金の融 資制度
- 資格取得等の技能向上に向けた事業の推進
- ●障害者の就労相談、雇用促進
- 湘南パートバンク事業の推進
- 労働関係機関及び労働団体との連携調整
- 技能の振興・奨励
 - *1「二一ト(NEET)(Not in Employment, Education or Training)」…「職に就いていず、学校機関にも所属せず、就労に向けた具体的な動きをしていない」若者をさす。
 - *2「インターンシップ」…学生等が在学中に自らの専攻、将来の進路などに関連した就業体験を行うこと。



若年者雇用対策の講演会

3. くらしを守る市民生活への支援

● 3) 賢い消費生活の推進

施策の目的

消費者自らが確かな知識や判断力を身につけ、情報を正しく理解し、適切に行動できるような環境づくりを行う。

「現状と課題)

- 平成14年度末で神奈川県藤沢消費生活センターが 廃止されたため、平成15年度から相談体制を拡充 し、消費生活課を設置し消費者保護事業等に取り 組んでいる。
- 多様化する消費者取引の中で、消費者の被害の解決や未然防止または再発防止に努め、消費生活における不安解消を図るための情報提供をすすめる必要がある。
- ●食品を取り巻く不安を解消し、市民の健康を守る ため食の安全に関する課題について検討し啓発活 動をすすめる必要がある。
- 環境に配慮した消費者活動への支援を行う必要がある。
- 各種未納料金や情報料を謳った架空請求や不当請求が社会問題化している。

施策の内容

- 消費生活相談、商品監視などの充実を図る。
- 各種講座、展示会、消費者大会などによる啓発活動を推進する。
- 消費生活モニター制度の活用をすすめる。
- 消費者団体への支援を行う。
- かながわ中央消費生活センターとの 連携を図る。

到達目標

安全で安心な消費生活の向上

- 消費生活相談、商品監視などの消費者保護
- 各種講座、消費生活展などの啓発活動
- 消費者団体の育成



身近な生活について考えます

- 3. くらしを守る市民生活への支援
- 4) 市民相談で暮らしの充実

施策の目的

安心して暮らせる市民生活をささえるため市民相談を行う。

現状と課題

- ●日常生活上の困りごと、悩みごと相談から法律相談、外国人相談、交通事故相談、人権相談、行政相談、労働相談、建築紛争相談、中小企業相談、登記相談、税務相談、暮らしの法務相談まで市民から持ち込まれる相談内容は多岐にわたっている。
- 多種多様な相談などに対して、的確に対応する必要がある。
- 迅速で効率的な対応をしていくため、相談内容の 類型化や類似の相談への回答などについて情報シ ステムの構築が必要である。

施策の内容

- ●市政に関する相談及び市民の様々な生活問題についての相談を受け助言を行う。
- 相談に対する庁内対応のシステム化について検討をすすめる。

到達目標

●市民からの様々な問題、相談に対するきめ細かな 対応

主要な事業

- ■暮らしの相談、法律相談、外国人相談、交通事故相談、建築紛争相談、人権相談などの市民相談
- コールセンター*の研究
 - *「コールセンター」…よくある問い合わせなど行政 の内容について、一次的に対応するための施設

市民相談の受理状況(件数)

	区	分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
市	政	相	談	129	93	248	463	425
	般相談(暮	まらしの!	相談)	3,690	3,456	4,226	4,513	4,058
特	法 律	相	談	1,352	1,376	1,359	1,370	1,269
別	交通事	故相	1 談	182	179	224	211	274
相	外国	人 相	談	3,367	3,375	2,921	2,813	2,583
談	そ	の	他	924	1,328	1,456	718	534
	· .	†		9,644	9,807	10,434	10,088	9,143

資料:市民相談課

(注)平成15年度の組織改正により消費生活課で消費生活相談を行なっているため、特別相談のその他の件数は減少となっている。

- 3. くらしを守る市民生活への支援
- 5) 犯罪を未然に防ぐまちづくり

施策の目的

市民と行政が連携し、犯罪防止に取り組む体制づくりを推進するため、防犯活動の支援を行い、犯罪のない明るいまちづくりの推進を図る。

現状と課題

- •市内の刑法犯の件数は、平成元年4,916件であったが平成15年には9,636件でほぼ倍増している。特にひったくりや通り魔的な街頭犯罪や児童・高齢者を狙った犯罪の増加に対し、市民・警察・行政が協働して、犯罪の未然防止に取り組む必要がある。
- ●市民が自ら行うパトロール活動が盛んになっているが、こうした地域自主防犯活動への支援が求められている。

施策の内容

- ●市民や警察、防犯協会などと連携し、地域の安全を守る。
- ●市民によるパトロール活動への支援など、自主防 犯活動の推進を図る。
- ●自らの安全を自ら守り、防犯ボランティアの育成を含めて防犯意識の高揚を図る。
- ●子どもたちを守るための危機管理体制の強化を図る。
- 防犯情報の収集・発信にインターネットなどの I Tを活用し地域の安全性を高める。

到達目標

• だれもが安心して生活できる地域社会の形成

- ●市民が行う防犯パトロール活動の充実・強化
- 防犯ブザーの配布及び貸し出し
- 小学校へ防御用具を備え付け、職員への講習を実施
- 防犯カメラの設置補助
- 防犯ボランティアの育成支援
- I Tを活用した防犯情報の提供



市民への防犯ブザーの貸出し

○ 4. だれもが住み続けたくなるまちづくり

1)地区別まちづくりの推進

施策の目的

成熟社会の中で、福祉、防災、環境、地域交通など多面的な視点から、市民と行政が協働し、きめ細かなまちづくりをすすめ、良好な生活環境の維持管理、整備を図る。

現状と課題

[地区別まちづくり]

- 本市では都市基盤整備をすすめ、必要最小限の生活環境条件(シビルミニマム)を達成し、都市としての成熟段階を迎えようとしている。
- 良好な生活環境を維持していくためには、改めて この環境を見直し、質的な改善をはかることが必要である。
- 「地区別のまちづくり」を主要なテーマとし、市 民センター・公民館を中心とする13地区を基本に 市民と行政の協働によってくらしやすさを追求す る、まちづくりマネージメントを推進することが 課題となっている。
- 歴史・文化や身近な自然など地区の特性をふまえ、福祉、防災、景観、地域交通等多面的な視点から、きめ細かなまちづくりをすすめ、良好な環境の維持を図る必要がある。
- まちづくりマネージメントを推進することによって、「生活の場」「憩いの場」「遊びの場」「学びの場」「働きの場」としての、それぞれの地区にふさわしい生活空間をつくりあげる必要がある。

[居住環境の改善]

- 良好な居住環境を整えるため、宅地供給に資する 土地区画整理事業の効率的な事業促進が求められる。
- 建築物の建築ルールの厳守が必要である。
- 市道の新設改良や生活道路の整備など、居住環境 の整備が求められている。
- 踏切りの安全確保、自転車利用への対応、地域の 実情に沿った交通管理などによる道路交通環境の 向上が望まれる。
- 河川の橋梁の架け替えなどにより都市防災機能の 向上を図る必要がある。
- ●交通安全施設の整備や放置自転車等を減少させ快適な道路環境を確保する必要がある。

施策の内容

[地区別まちづくり]

- 13地区を単位とするきめ細かな計画を実践する。
- ●歴史・文化や身近な自然など、地域の特性をいかしたまちづくりを推進する。
- 市民と行政が協働してのまちづくりマネージメントを推進する。
- ●市民の主体的なまちづくりを支援する。

[居住環境の改善]

- ●良好な生活環境の整備を図るため、土地区画整理 事業を推進する。
- ●良好なまちづくりを実践するため、建築物への検査・指導の充実を図る。
- ●市道の新設改良や生活道路の整備など、居住環境 の整備をすすめる。
- 踏切りの安全確保や自転車利用への対応、地域の 実情に沿った交通管理などによる道路交通環境の 整備をすすめる。
- 河川の橋梁の架け替えや耐震補強など、都市防災機能の強化を推進する。

到達目標

地域における良好な生活環境の確立

【主要な事業】

- 地区別整備計画の推進
- 良好な生活環境の維持管理
- 市民と行政の協働によるまちづくり
- 土地区画整理事業による良好な生活環境づくり
- 建築物に対する現場検査・指導の充実
- 市道の新設・改良による居住環境の向上や橋梁等の架け替えによる都市防災機能の強化
- 適正な自転車等の駐車誘導及び自転車等駐車場の 整備

- 4. だれもが住み続けたくなるまちづくり
- 2)緑のネットワーク空間の整備

施策の目的

快適で潤いのあるまちづくりのための緑のネットワーク空間の整備を図る。

「現状と課題)

- 都市計画公園の用地の確保及び整備をすすめる必要がある。
- 樹木の成長や公園施設の老朽化による管理費の増大が課題である。
- ●街区公園の管理は、地域住民が自主的に管理できる仕組みを今後、検討する必要がある。
- ●公園の新設に当たっては、ワークショップなど地域住民との協働が求められている。
- 公園の適正な維持管理を図るため、都市公園台帳の整備をすすめる必要がある。
- ◆公園の遊具については、安全性確保の面から保守・点検を十分行うことが必要である。
- 斜面緑地の保全が課題である。
- 敷地の細分化による宅地内の樹木の減少が課題である。
- 都市部のヒートアイランド現象*を防ぐためにも、 緑の空間の確保が必要である。
- ■墓地の需要増大とライフスタイルや価値観の変化 などにより、優良な墓園として安定的に墓地を供 給するための対応が求められている。

(施策の内容)

- 引地川、境川をはじめとする緑道整備及び都市公園の計画的な整備拡充並びに保全緑地等の保全をすすめる。
- 公園の樹木などの適切な維持管理に努める。
- 街区公園の地域による管理団体「公園愛護会」の 拡充を図る。
- 公園新設時における地域住民との協働の推進を図る。
- 公園の遊具の安全を図る。
- 斜面緑地の保全、拡大を図る。
- 公共公益施設における緑化の積極的推進、及び保存生け垣の指定や生け垣の奨励など、宅地における緑化の促進を図る。
- 建物の屋上緑化の検討をすすめる。
- ●優良な公共空地としての機能を維持しつつ、立体墓 地増設の検討及び合葬式墓地の整備をすすめる。

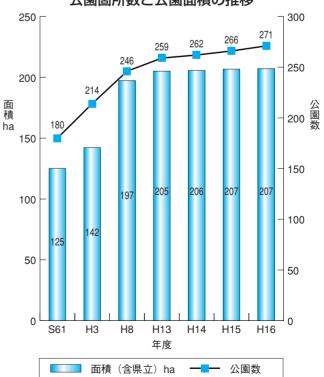
到達目標

●快適で潤いのある、住み続けたいまちの形成

主要な事業

- 引地川、境川緑道の整備
- 近隣公園、街区公園の整備・新設
- 特別緑地保全地区の指定区域の拡大
- 公園の樹木・遊具等の適切な維持管理
- ●街路樹の整備や生け垣などの緑化促進
- 合葬式墓地の整備
 - *「ヒートアイランド現象」…都市化の進展による土地の改変や緑地の減少、エネルギー消費の増大などによって、都市部において気温が上昇する現象。

公園箇所数と公園面積の推移



資料:公園みどり課

- 4. だれもが住み続けたくなるまちづくり
- 3)魅力ある都市景観の形成

施策の目的

すぐれた都市景観の形成により、快適で質の高い生活環境をつくる。

現状と課題

- 景観法が制定、施行される中で、美しく風格のあるまちの形成と、潤いのある豊かな生活環境の創造及び行政と住民が一体となった景観づくりの視点を踏まえ都市景観条例に基づく本市の景観行政の新たな展開が求められている。
- ●海岸沿いの景観や藤沢の自然の骨格をなす水と緑の景観の保全が必要である。
- 敷地の細分化により住宅地の屋敷林の減少等良好な景観が失われつつある。
- 電線類の地中化を推進するなど、公共空間の景観 形成が求められている。
- 地域の重要な景観資源の保全や事業主体との調整・連携による景観形成を図る必要がある。
- 都市の景観を形成する上で大きな要素となる公共 建築物や大規模建築物のデザイン誘導等を図る必 要がある。
- 豊かな生活環境に欠かせない住宅地における良好 な景観形成のため、景観誘導を図る必要がある。
- 違反屋外広告物の撤去を促進する必要がある。
- 公共構造物等への落書きは、景観を損なう一因と なっている。

施策の内容

- 景観法の視点を踏まえた良好な景観の保全と誘導を図る。
- 都市景観と自然景観に係わる情報提供と啓発を行う。
- 景観形成を促進する地区の指定等を行う。
- ●各種事業展開にあわせた景観の形成を図る。
- 海岸沿いの市街地、風致地区内の住宅地や商業地での地区計画をすすめる。
- 都市景観を構成する様々な要素を総合的に捉え景 観形成に係わる多くの人たちと協働して美しい景 観を構築する。
- 屋外広告物の掲出許可及び指導、違反屋外広告物の撤去により都市の美観及び風致の維持を行う。

到達目標

魅力ある都市景観とまち並みの形成

- 景観法の視点を踏まえた良好な景観の誘導
- ●都市景観と自然景観に係る情報提供と啓発
- 景観形成を促進する地区の指定
- 公共的空地の確保と整備
- 住民主体の景観形成やまちづくり活動への支援
- 各種事業展開にあわせた景観の形成
- 自然を活かした湘南海岸公園の整備の促進
- 屋外広告物の掲出許可及び指導、違反屋外広告物の撤去



辻堂熊ノ森景観形成地区



江の島特別景観形成地区

- 4. だれもが住み続けたくなるまちづくり
 - 4) だれにも優しいまちづくりの推進

施策の目的

社会生活をする上で誰もが利用しやすい環境づくり(ユニバーサルデザイン)の推進により、 だれもが安心して快適な生活がおくれるまちをつくる。

現状と課題

- ●だれもが人間として人格が尊重され、主体的な生活をおくることができる地域社会の実現をめざす思想(ノーマライゼーション)に基づき、全ての人の利用しやすさをめざす考え方(ユニバーサルデザイン)により都市施設及び公共・公益施設のバリアフリー化を推進する必要がある。
- だれもが安心して通行できる歩行者空間ネットワークの整備のため、優先度の高い地域から、歩道や交差点部分の段差の解消などが必要である。
- 交通バリアフリー法に基づき策定した「藤沢市交 通バリアフリー化基本方針」を軸に優先度の高い 駅周辺でのバリアフリー化対策や交通事業者等と の連携が求められている。
- 公共交通機関等においても、旅客施設や車両の新 規導入時のバリアフリー化の対応が求められてい る。

施策の内容

- 障害者や高齢者等に配慮した施設づくりと公共交 通機関の充実に努める。
- だれもが安全で歩きやすい歩道の整備と交差点部の段差解消などバリアフリー化に努める。
- ●歩道橋の見直しに努める。
- ●障害者や高齢者等との交流の場を増やし、「心の バリア」の解消に努める。
- ●障害者や高齢者等、だれもが地域の中で、安心してあたりまえに生活できる環境づくりを促進するための福祉教育を推進する。

到達目標

●障害者、高齢者、妊婦、子ども、子育て中の親などが、日常生活の中でバリアを感じないで暮らせるまちづくりの達成

- ◆公共・公益施設のユニバーサルデザインを目指したバリアフリー化の推進
- 鉄道駅の昇降機の設置促進
- 歩道拡幅、新設、段差解消など歩行者空間ネット ワーク整備
- 交差点部分の点字誘導及び音声誘導施設並びに聴 覚障害者施設の設置促進
- 低床バス・リフト装置付きバスなどへの転換促進
- 障害者・高齢者との交流の場の増大
- だれもが生活しやすい環境づくりを促進するための啓発



バリアフリー点検



藤沢駅鵠沼海岸線バリアフリー化

○ 5. 災害に強いまちづくり

● 1)災害に強い都市構造の構築

施策の目的

地震や風水害など自然災害に備えた、安全で安心して暮らせる都市の構築を図る。

現状と課題

- ◆大規模地震災害発生時など、被害が最小限に止まるよう、都市防災基本計画の考え方に基づき都市 構造の強化を図る必要がある。
- 市南部地域などでは、災害時における避難路や人、 物の流れを確保するための道路網の整備が急がれ ている。
- ●治水対策上、保水能力を有する樹林地の保全が必要である。
- 急傾斜地崩壊危険区域の工事と指定区域の拡大の 促進が必要である。
- 著しい都市化の進展に伴う雨水流出量の抑制を図る必要がある。
- ●総合治水対策上、引き続き河川改修及び雨水管渠 や雨水を貯留する施設の整備が必要である。
- 耐震相談体制の充実強化を図る必要がある。
- ●既存建築物の諸情報の整備と管理をする必要がある。
- 市庁舎など公共建築物の耐震診断に基づき、必要な建築物の耐震補強工事や改築を図るとともに建物の長寿命化を目指した計画的な維持管理を行う必要がある。
- 津波によりボートが河川を遡上することに伴う危険性の回避と増水時における橋梁などへの衝突を回避する必要がある。



準用河川白旗川改修(花の木地区)

【施策の内容】

- あ災空間としての幹線道路を整備する。
- ●公園緑地など公共空地の拡大により防災空間を強化する。
- 避難地、避難路の整備充実を図る。
- ●急傾斜地崩壊危険箇所を解消する。
- ●神奈川県と連携して遊水地(特定河川)の整備な ど河川の総合治水対策を促進する。
- 準用河川や水路などの改修を推進する。
- ●雨水管渠や貯留管の整備をすすめる。
- ●既存住宅の耐震診断の普及、啓発を図る。
- ●公共建築物の耐震改修や改築を計画的かつ効果 的・効率的に推進する。
- プレジャーボート*に対する河川内の暫定係留区 域を指定し、適正管理を促進する。
- ●地区の防災まちづくりを市民とともにすすめる。

到達目標

● 災害に強い都市の構築

(主要な事業)

- 幹線道路の整備
- 細街路の整備、改善
- 公共空地の拡大
- 避難場所の整備
- 急傾斜地崩壊防止工事の促進
- 遊水地の整備など河川改修の促進
- 準用河川や水路の改修
- 雨水管渠や貯留管の整備
- 貯留浸透事業の推進
- 公共建築物の耐震補強、改築・整備及び計画的な 維持保全の実施
 - *「プレジャーボート」…主として個人が余暇活動に 利用するヨット、モーターボートなどの船舶。

5. 災害に強いまちづくり

2) 防災体制の整備

施策の目的

地域防災計画に基づき地震等の大規模災害から市民の生命、身体、財産を守るために防災体制を整備する。

【現状と課題】

- 日頃からの防災情報・知識の普及とともに、災害時の迅速な情報の把握・提供が求められている。
- 海に面しているという本市の特性を生かし、県の 物資受け入れ港としての湘南港の有効活用が必要 である。
- 大地震時には道路の寸断が予測されることから、 海路輸送ができる都市との相互応援協定を締結す る必要がある。
- 大地震時の避難生活に必要な備蓄品等の備蓄計画 を見直すことや、老朽化した防災倉庫の更新、防 災標識の改修や新設が求められている。
- 自主防災組織の活性化と実災害を想定した防災訓練の充実などにより、防災意識の高揚を図り、市と市民との災害活動の連携体制が求められている。
- 災害ボランティア組織のネットワーク化が求められている。
- 国民保護法に基づく基本指針を受け、市における 国民保護計画の策定が求められている。

施策の内容

- ●市民の被災を未然に防ぐため、ハザードマップ* 作成に向けた検討をすすめる。
- ◆大地震、風水害、津波等の発生時に、市民への避 難場所、避難状況、災害状況などの情報提供を推 進する。



地域での防災訓練

- ●港を有する都市との災害時相互応援協定の締結な ど他の市町村との連携や、災害時における自衛隊 への派遣依頼、関係機関や諸団体との連携、ボラ ンティア組織との協力など、災害時の人的・物的 応援体制を構築する。
- ●学校などを含む防災拠点の耐震化などの整備をすすめ、老朽化した防災標識の更新・改修、地区防災拠点への照明用発電器・投光器など資機材整備、仮設トイレなどの備蓄や飲料水の確保対策を充実する。
- ●様々なメディアを活用した防災知識の普及、防災 リーダーの育成、新たな防災訓練の充実などによ り、防災意識の高揚を図り、自主防災組織を活性 化することにより、高齢者、身体障害者など災害 時要援護者の支援体制の確立など、災害活動の連 携体制を強化する。
- 災害ボランティアネットワークの充実と活動マニュアルの作成に取り組む。
- ●危機管理体制を整え、市民を守るための計画を作成する。

到達目標

●市民が防災に対して万全という安心感をもてる体制の整備

- 災害情報システムの研究
- 防災拠点の整備
- 防災行政無線など防災施設等の整備
- 災害時要援護者の支援体制の確立
- 総合防災センターの運営
 - *「ハザードマップ」…防災を目的に、災害に対して 危険なところを地図上に示したもの。

- 5. 災害に強いまちづくり
- 3) 消防・救急体制の整備

施策の目的

あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るために、消防・救助・救急の万全な活動 を行う消防体制を整備する。

現状と課題

- 消防拠点である消防署、出張所、消防団待機宿舎 などの建物の老朽化がすすんでおり、大地震時に も活動できるように改築する必要がある。
- ●現在の消防体制は、1本部2署11出張所1分遣所で組織され、日夜訓練を重ねているが、大規模災害に対処するための合同訓練が行える訓練施設等の整備が必要不可欠である。
- 消防ポンプ車、梯子車、救急車などで老朽化した 車両や屋外消火栓設備を順次更新することをはじ め、地域特性や時代のニーズに対応した装備の充 実や消防行政の情勢に即した消防体制の推進が求 められている。
- 住宅や事業所等、火災による死傷者の発生する火 災事例への対処と対策の推進が求められている。
- 地域の安全と安心をまもるため、より地域に密着 した消防団活動の推進や活動環境の整備が求められている。
- 救急需要は増加傾向にあり、実情に沿った救急隊の増隊、救急救命士の育成及び高度化する救命処置への早期対応、医療機関との連携が求められている。

施策の内容

- 消防力の強化のため、消防訓練場や老朽化した消防施設を整備し、消防車両などの更新、消防資機材の整備、消防無線デジタル化の推進、消防水利の充実を図るとともに、多様化する消防諸情勢に対応する。
- ●住宅の防火対策を推進し、火災件数の減少と火災 による死傷者の減少をめざした予防行政の充実及 び防火知識の普及と啓発を図る。
- 消防団活動の推進を図り、地域における消防力・ 防災力の向上を図る。
- 救急隊の計画的な増隊による現場への到着時間の 短縮、救急救命士の育成、自動体外式除細動器 (AED)*など救急資器材の整備等、高度化する

- 救命処置への対応により、救急体制の充実を図る。
- 救命救急センターを始めとした各医療機関との連携を密にする。
- 応急手当普及員の育成、救命講習会の開催など市 民に対し応急手当を広く普及し、救命率の向上を 図る。

到達目標

- ●市民が消防・救急に対して万全という安心感をもてる体制の整備
- ●市民が安全と感じ、藤沢に住み続けていたいと思う定住意向の上昇

- 消防施設・消防訓練センター・消防装備の整備
- 消防団の充実と拠点施設の整備
- 救急体制の充実
- 高度化する救急業務への対応の推進
 - *「自動体外式除細動器 (AED)」…心肺停止状態の 患者を救うため、電気ショックを与えて心臓のリズムを正常化させる医療器具。



救急フェアでの応急手当の実技指導